

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

発行者である環境のミカタホールディングス株式会社（以下「当社」、「発行者」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転により2025年10月1日に設立登記をする予定であります。

（注）本発行者情報提出日である2025年8月14日においては、当社は設立されておりませんが、本発行者情報は、設立日の2025年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類であるため、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

【公表日】

2025年8月14日

【発行者の名称】

環境のミカタホールディングス株式会社
(KANKYOU NO MIKATA Holdings Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 渡辺 和良

【本店の所在の場所】

静岡県藤枝市前島二丁目21番1号

【電話番号】

054-622-1130（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役社長室長 田中 健吾

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社株式を2025年10月1日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。
上場に際して特定投資家向け取得勧誘または特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

環境のミカタホールディングス株式会社

<https://kankyou-nomikata.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

(新規上場申請のための発行者情報提出会社)

【会社名】	環境のミカタ株式会社 (KANKYOU NO MIKATA Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 和良
【本店の所在の場所】	静岡県藤枝市前島二丁目21番1号
【電話番号】	054-622-1130 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役社長室室長 田中 健吾

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第二部 第2 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の目的

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社3社（環境のミカタ株式会社、株式会社中部環境及びデジタルピュアリサイクル株式会社）及び持分法適用関連会社1社（株式会社大瀧商店）で構成されており、環境コーディネート事業（廃棄物収集運搬・処分事業、リサイクル事業、行政受託事業、デジタル機器リユース事業）、及びその他の事業（軽油販売事業、ロール事業、エコ電力事業及び不動産賃貸事業）を主な事業として行っております。

環境のミカタ株式会社は、一般・産業廃棄物の収集運搬・処分事業、リサイクル事業とその他事業として不動産賃貸事業を主に担当し、中部環境は行政受託事業及び軽油販売事業を主に担当しております。また、デジタルピュアリサイクルは廃棄物収集運搬・処分事業、デジタル機器リユース事業を担当しております。

創業以来、「できることは、もっとある」を企業理念にあげ、環境問題は「環境のミカタ」に任せようと思って頂ける会社を目指して、環境コーディネート事業を手掛けております。あらゆる業界・企業・人々に対し、価値のないものから価値を生み出す提案をし、生産・消費・廃棄を繰り返す既存の仕組みから、あらゆるもののが新たな形に姿を変え循環する社会への移行を牽引していくことが当社グループの使命と考えております。

これからは「ゴミ」、「不要物」の概念をなくし、全てがこれからの社会に必要な資源、原料だと考え、ますます未来のための有効活用を進めていくことが当社グループの最大の目標です。

このような激しい経営環境の変化の中、当社グループが企業価値を最大化するためには、グループ全体を俯瞰した機動的かつ柔軟な経営判断が必要であると考え、持株会社体制へ移行することといたしました。

本株式移転により新たに設立される持株会社は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の有効配分、資金調達といった経営管理機能を担い、様々な経営環境変化への迅速な対応を図ることで、グループ全体の持続的な成長と、中長期的な発展を目指してまいります。

持株会社体制への移行は、新規事業の創出や事業の多角化を進めるうえで、事業提携、M&A等の手段を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化など、当社グループの成長の基盤となる重要な施策であると考えております。

なお、本株式移転に伴い、環境のミカタ株式会社は上場廃止となります、新たに設立する持株会社の株式について東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの新規上場を申請する予定です。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である 2025年10月1日を予定しております。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

①上場申請会社の概要

(1) 商号	環境のミカタホールディングス株式会社 (英文名 : KANKYOU NO MIKATA Holdings Inc.)	
(2) 本店所在地	静岡県藤枝市前島二丁目21番1号	
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役 渡辺 和良	現 環境のミカタ株式会社 代表取締役社長
	取締役 田中 健吾	現 環境のミカタ株式会社 取締役社長室長
	取締役 王 俊	現 環境のミカタ株式会社 監査役
	取締役 増田 敏和	
	取締役 白井 孝一	現 環境のミカタ株式会社 取締役

取締役	鈴木 義之	現 環境のミカタ株式会社 取締役
取締役	牧田 和夫	現 環境のミカタ株式会社 取締役
取締役	三村 峰寛	現 環境のミカタ株式会社 取締役
監査役	塚尾 忠史	現 環境のミカタ株式会社 取締役管理本部長
監査役	玉虫 賢一	現 環境のミカタ株式会社 監査役
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務	
(5) 資本金	142,350,000円	
(6) 決算期	9月30日	
(7) 純資産	未定	
(8) 総資産	未定	

(注) 1. 取締役のうち白井孝一氏、鈴木義之氏、牧田和夫氏及び三村峰寛氏は社外取締役であります。

2. 監査役のうち玉虫賢一氏は社外監査役であります。

②上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と環境のミカタ株式会社の状況は以下となる予定です。

環境のミカタ株式会社は、2025年7月1日開催の臨時株主総会（みなし決議）において承認された株式移転 計画に基づき、2025年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借	業務 提携 等
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)				
(連結子会社) 環境のミカタ(株)	静岡県 藤枝市	142,350	廃棄物収集運搬・ 処分事業 リサイクル事業 行政受託事業 ロール事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、環境のミカタ株式会社は、当社の完全子会社となります。

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の最近事業年度末時点（2024年9月30日現在）における関係会社の状況は、以下のとおりです。

<関係会社の状況>

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱中部環境	静岡県 焼津市	6,000	行政受託事業 その他の事業	100.0	当社との間で商品の売買
デジタルピュアリサイクル ㈱ (注) 2	愛知県 みよし市	61,000	廃棄物収集運搬・処 分事業 デジタル機器リユー ス事業	100.0	当社との間で商品の売買 当社が賃借物件に対して 債務保証 役員の兼任
(持分法適用関連会社) ㈱大瀧商店	和歌山県 紀の川市	24,331	廃棄物収集運搬・処 分事業 リサイクル事業	30.0	廃棄物処理取引 役員の兼任 1名

(その他の関係会社)					
J&T環境㈱	神奈川県 横浜市鶴見区	650,000	総合リサイクル事業	(21.2)	廃棄物処理取引 資本業務提携 役員の派遣
JFEエンジニアリング㈱	東京都 千代田区	10,000,000	エンジニアリング 事業	(21.2) [21.2]	—
JFEホールディングス㈱ (注) 3	東京都 千代田区	171,310,803	ホールディングス 事業	(21.2) [21.2]	—

(注) 1. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は被間接所有であります。

- 2. 特定子会社であります。
- 3. 有価証券報告書の提出会社であります。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

①資本関係

本株式移転により、環境のミカタ株式会社は当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

②役員の兼任関係

当社の取締役は、環境のミカタ株式会社及びグループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③取引関係

当社の完全子会社である環境のミカタ株式会社と関係会社との取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。

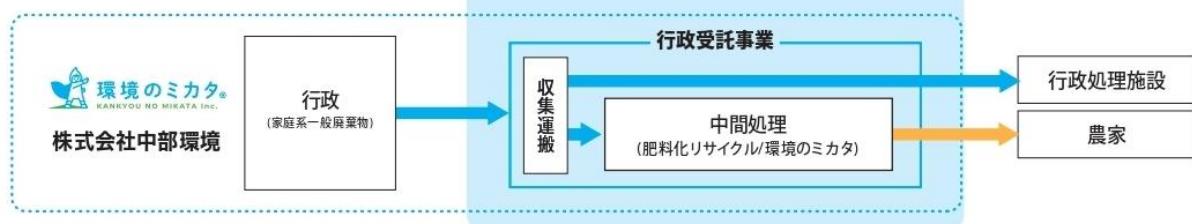
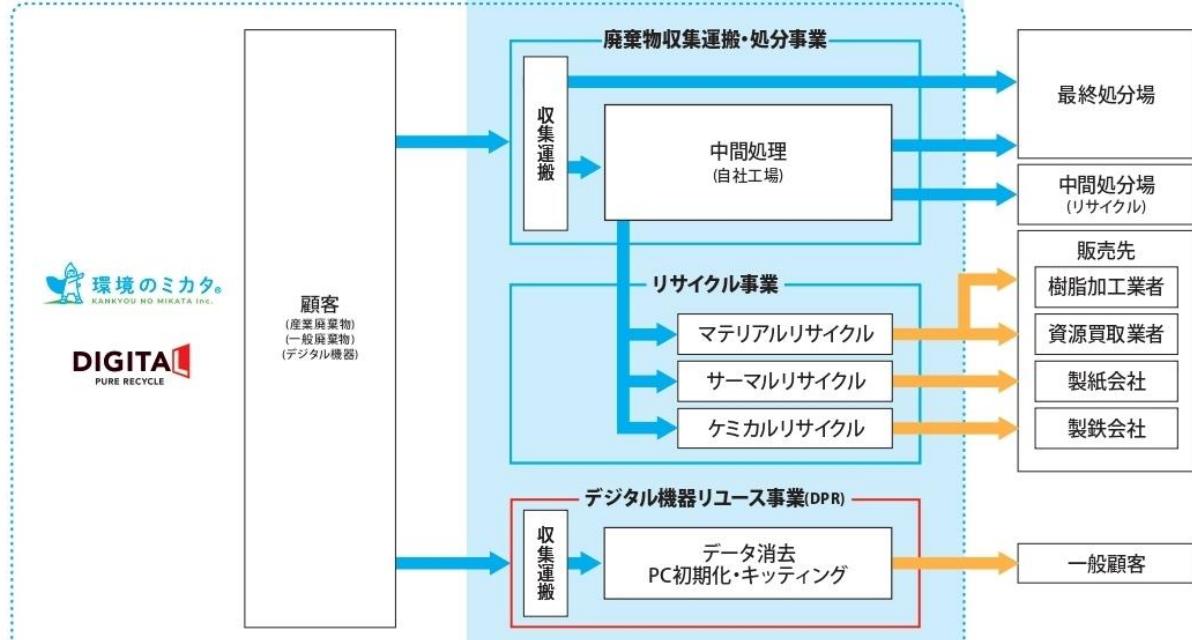
事業系統図

環境のミカタホールディングス (純粹持株会社)

グループ経営戦略の立案
経営全般における指導・管理等

環境コーディネート事業

※廃棄物
※販売



※環境のミカタは環境のミカタ株式会社、中部環境は株式会社中部環境、DPRはデジタルピュアリサイクル株式会社です。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

環境のミカタ株式会社は、同社の臨時株主総会（みなし決議）における承認決議等の手続きを経たうえで、2025年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立会社、環境のミカタ株式会社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2025年6月16日開催の同社の取締役会において、決議いたしました。

当社は、株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、環境のミカタ株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における環境のミカタ株式会社の株主名簿に記載又は記録された環境のミカタ株式会社の株主に対し、その保有する環境のミカタ株式会社の普通株式1株につき、当社の株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、本株式移転に係る臨時株主総会の開催を省略し、2025年7月1日付で全株主の書面による同意をもって、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議がなされております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び資本準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています。（詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書（写）

環境のミカタ株式会社（以下「当会社」という。）は、単独株式移転の方法により当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当会社は、単独株式移転の方法により、新たに設立する新会社の成立の日（第6条に定義する。）において、当会社の発行済株式の全部を新会社に取得させる本株式移転を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙1「環境のミカタホールディングス株式会社 定款」の第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「環境のミカタホールディングス株式会社」とし、英文では「KANKYOU NO MIKATA Holdings Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

新会社の本店の所在地は、静岡県藤枝市とする。

（4）本店の所在場所

新会社の本店の所在場所は、静岡県藤枝市前島二丁目21番1号とする。

（5）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、565,200株とする。

2. 前項に定めるものほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「環境のミカタホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 渡辺 和良

取締役 田中 健吾

取締役 王 俊

取締役 増田 敏和

取締役 白井 孝一

取締役 鈴木 義之

取締役 牧田 和夫

取締役 三村 峰寛

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役 塚尾 忠史

監査役 玉虫 賢一

3. 新会社の設立時代表取締役の氏名は、次のとおりとする。

代表取締役 渡辺 和良

第4条（本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（新会社の資本金および準備金）

新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 142,350,000円

(2) 資本準備金の額 0円

(3) 利益準備金の額 0円

(4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)および(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2025年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

当会社は、株主総会の決議があったものとみなされる予定日である2025年7月1日までに、臨時株主総会の開催の省略及び提案事項である本株式移転について、すべての株主の皆様からの書面をもってご同意を頂くことを条件に、本議案を可決する旨の株主総会決議があつたものとして取扱い、当該株主総会は開催しないものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 当会社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

2025年6月16日

当会社 静岡県藤枝市前島二丁目21番1号
環境のミカタ株式会社
代表取締役社長 渡辺 和良

環境のミカタホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は環境のミカタホールディングス株式会社と称し、英文ではKANKYOU NO MIKATA Holdings Inc. と表記する。

(目的)

第2条 当会社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業その他各種事業を行う会社（外国会社を含む。）の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動の支配、経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。

1. 産業廃棄物、一般廃棄物及び特別管理廃棄物の収集運搬、処分及びリサイクルに関する事業
2. 消臭・汚水浄化など微生物処理に関する環境衛生業務
3. 建物及び工作物の解体工事、建築工事、内装工事の請負、設計及び監理
4. とび工事、土木工事、しゅんせつ工事、管工事等の建設業全般
5. 合成樹脂、プラスチック、熱硬化性樹脂等の加工、再生、着色及び販売
6. 古紙、鉄・非鉄金属、プラスチック等の資源物の回収、輸出入及び販売
7. 肥料の製造及び販売
8. パソコン、OA機器、厨房設備、建設機械、自動車、医療・理美容機器、家庭用電気製品、家具等の中古品・廃棄物品の回収、リサイクル処理及び売買
9. パソコン等のデータ消去及びデータ管理業務
10. パソコン、OA機器、家庭用電気製品、家具、店舗設備、工作機械、医療用機器、自動車等のリース、レンタル及びその仲介業務
11. リサイクルショップの経営
12. 一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
13. 引越し作業の請負及び倉庫業
14. 書類の保管、管理及び物流システムの開発・販売
15. 物流に関するコンサルティング業務
16. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
17. 介護サービス事業（訪問・通所・居宅・施設・小規模多機能等）及びそのコンサルティング業務
18. 発電事業及び電力の販売、管理、運営に関する事業
19. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、保有及び運用
20. 建材及びアウトレット建材の販売
21. 建物、施設の保守管理、清掃及びハウスクリーニング業務
22. 自動車の点検、整備、洗車及び清掃業務
23. 広告、広報、宣伝に関する企画、制作及びマーケティング業務
24. 地域情報サービスの収集、分析及び提供
25. ホームページの企画、制作、販売、運用及び管理
26. 輸出入に関する手続きの代行業務
27. 損害保険代理店業及び生命保険募集に関する業務
28. ホテル、飲食店及び製菓業の経営
29. 食品の輸入及び販売
30. 撥発油の販売及び関連サービス業務
31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県藤枝市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、565,200株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わさせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および監査役に対して、これを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当会社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長および専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剩余金の配当)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2026年9月30日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役)

第41条 当会社の設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役

取締役 渡辺 和良

取締役 田中 健吾

取締役 王 俊

取締役 増田 敏和

取締役 白井 孝一

取締役 鈴木 義之

取締役 牧田 和夫

取締役 三村 峰寛

設立時監査役

監査役 塚尾 忠史

監査役 玉虫 賢一

設立時代表取締役 渡辺 和良

(最初の取締役の報酬等)

第42条 第29条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定期株主総会終結の時までの取締役の報酬等の総額は、12,000万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

第43条 第34条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定期株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は2,000万円以内とする。

(附則の削除)

第44条 本附則は、当会社の最初の定期株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4 【組織再編成に係る割当の内容及び算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	環境のミカタホールディングス株式会社 (完全親会社・持株会社)	環境のミカタ株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 株式移転に伴い、環境のミカタ株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株数(予定) : 141,300株

本株式移転の効力発生に先立ち、環境のミカタ株式会社の発行済株式数が変化した場合には、当社が交付する新株数は変動することがあります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、環境のミカタ株式会社単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)を設立するものであり、本株式移転時の環境のミカタ株式会社の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様に不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する環境のミカタ株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3. 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

①買取請求権の行使の方法について

環境のミカタ株式会社の株主が、その有する環境のミカタ株式会社の普通株式につき、環境のミカタ株式会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年7月1日付で全株主の同意により本株式移転が承認されることとなったことに先立ち、当該株式移転に反対する旨を環境のミカタ株式会社に対して通知し、かつ、同日に本株式移転に反対する意思を明示する必要があります。

さらに、環境のミカタ株式会社が、上記全株主同意の日(2025年7月1日)から2週間以内に会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、当該買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

②議決権の行使の方法について

環境のミカタ株式会社の株主による議決権の行使は、本株式移転計画に関しては、会社法第796条第2項に基づき全株主の同意により臨時株主総会の開催を省略し、2025年7月1日付で書面による決議がなされたため、当該同意書に署名または記名押印することにより行使されました。

(なお、議決権行使に際し、株主は、環境のミカタ株式会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として同意書に署名させることも可能であり、この場合には、株主または代理人が当該代理権を証明する書面を提出する必要があります。書面による議決権の行使は、本株式移転に関する株主書面決議の参考資料に同封された議決権行使書用紙に賛否を表示し、環境のミカタ株式会社に、あらかじめ指定された行使期限までに到着するよう返送する必要があります。)

なお、当議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。また、株主が複数の議決権を有する場合には、会社法第313条の規定に基づき、その議決権を統一しないで行使することができます。

ただし、当該株主は、2025年6月27日までに、環境のミカタ株式会社に対して、その有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を通知する必要があります。

また、環境のミカタ株式会社は、当該株主が他人のために株式を保有している者でない場合には、その議決権の不統一行使を拒否することができます。

③組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における環境のミカタ株式会社の株主名簿に記載または記録された株主に割当られます。株主は、自己の環境のミカタ株式会社の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

①買取請求権の行使の方法について

本発行者情報提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

②組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本発行者情報提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

7 【組織再編に関する手続き】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、環境のミカタ株式会社は、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項を記載した書面、③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、環境のミカタ株式会社の本店において 2025 年 6 月 16 日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2025 年 6 月 16 日開催の環境のミカタ株式会社の取締役会において承認された株式移転計画です。

②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③の書類は、環境のミカタ株式会社の最終事業年度末日以降の生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、環境のミカタ株式会社の営業時間内に環境のミカタ株式会社の本店において閲覧できます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

臨時株主総会基準日	2025年 6 月 13 日 (金)
本株式移転計画承認取締役会	2025年 6 月 16 日 (月)
本株式移転計画承認臨時株主総会（みなし決議日）	2025年 7 月 1 日 (火)
環境のミカタ株式会社上場廃止日	2025年 9 月 29 日 (月) (予定)
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	2025年 10 月 1 日 (水) (予定)
当社上場日	2025年 10 月 1 日 (水) (予定)

ただし、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

環境のミカタ株式会社の株主が、その有する環境のミカタ株式会社の普通株式につき、同社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、本株式移転に反対する旨を、みなし決議日である2025年 7 月 1 日に先立って環境のミカタ株式会社に対して通知し、かつ、環境のミカタ株式会社がみなし決議日（2025年 7 月 1 日）から 2 週間以内に会社法第806条第 3 項の通知又は同条第 4 項の公告を行った日から20日以内に、買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本発行者情報提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編成対象会社である環境のミカタ株式会社の最近3連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら環境のミカタ株式会社の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期（中間）
決算年月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年3月
売上高 (千円)	1,958,085	1,852,973	2,237,264	1,207,209
経常利益 (千円)	139,398	4,875	52,395	58,882
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	99,765	106,280	82,013	△23,031
包括利益又は中間包括利益 (千円)	99,644	107,054	82,031	△22,555
純資産額 (千円)	690,232	961,308	1,034,862	1,003,829
総資産額 (千円)	3,708,995	5,037,980	5,514,396	6,881,771
1株当たり純資産額 (円)	6,201.55	6,803.31	7,323.86	7,104.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	60.00 (-)	60.00 (-)	60.00 (-)	— (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 中間純損失(△) (円)	896.36	942.37	580.42	△163.00
潜在株式調整後1株当たり当期（中 間）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.6	19.1	18.8	14.6
自己資本利益率 (%)	15.5	12.9	8.2	—
株価収益率 (倍)	6.3	6.0	9.8	—
配当性向 (%)	6.6	6.4	10.3	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	286,586	158,053	496,326	309,541
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△746,069	△734,889	△744,453	△1,333,874
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	511,930	552,108	247,208	1,207,385
現金及び現金同等物の期末（中間期 末）残高 (千円)	627,277	602,550	601,631	784,683
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	130 (13)	176 (24)	184 (20)	184 (26)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 第49期（中間）の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
 3. 第49期（中間）の株価収益率は、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
 4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

2025年6月16日 環境のミカタ株式会社の取締役会において、環境のミカタ株式会社の単独株式移転による持株会社「環境のミカタホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2025年7月1日 環境のミカタ株式会社の臨時株主総会（みなし決議）において、単独株式移転により、当社を設立し、環境のミカタ株式会社がその完全子会社となることについて決議

2025年10月1日 環境のミカタ株式会社が株式移転の方法により当社を設立（予定）当社普通株式を東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場（予定）

なお、環境のミカタ株式会社の沿革につきましては、環境のミカタ株式会社の発行者情報（2024年12月26日提出）をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業内容は以下のとおりです。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社2社（株式会社中部環境及びデジタルピュアリサイクル株式会社）及び持分法適用関連会社1社（株式会社大瀧商店）で構成されており、環境コーディネート事業（廃棄物収集運搬・処分事業、リサイクル事業、行政受託事業、デジタル機器リユース事業）、及びその他の事業（軽油販売事業、ロール事業、エコ電力事業及び不動産賃貸事業）を主な事業として行っています。

当社は、一般・産業廃棄物の収集運搬・処分事業、リサイクル事業とその他事業として不動産賃貸事業を主に担当し、中部環境は行政受託事業及び軽油販売事業を主に担当しております。また、デジタルピュアリサイクルは廃棄物収集運搬・処分事業、デジタル機器リユース事業を担当しております。

創業以来、「できることは、もっとある」を企業理念にあげ、環境問題は「環境のミカタ」に任せようと思って頂ける会社を目指して、環境コーディネート事業を手掛けております。あらゆる業界・企業・人々に対し、価値のないものから価値を生み出す提案をし、生産・消費・廃棄を繰り返す既存の仕組みから、あらゆるもののが新たな形に姿を変え循環する社会への移行を牽引していくことが当社の使命と考えております。

これからは「ゴミ」、「不要物」の概念をなくし、全てがこれからの社会に必要な資源、原料だと考え、ますます未来のための有効活用を進めていくことが当社の最大の目標です。

なお、当社グループの報告セグメントは環境コーディネート事業のみであり、その他の事業は全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略し、サービス区別に記載しております。

当社グループの事業内容及び当社と連結子会社の当該事業における位置づけは次のとおりであります。

(1) 環境コーディネート事業 (廃棄物収集運搬・処分事業)

① 廃棄物の収集運搬

廃棄物の収集運搬とは、廃棄物処分業のうち廃棄物を排出する事業場から委託を受けて処分場へ運搬する事業のことです。一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬は都道府県や市町村などの許可が必要となり、出発地・到着地両方の許可を有している必要があります。優良認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可の有効期間が5年から7年に延長されるなどの優遇をうけることができます。

当社では1都16県7市2町の許可を所持しており、うち14行政で優良認定を取得しています

当社グループは、顧客に当たる1,500社以上の排出事業者と1,600カ所以上の排出現場を回収する契約を結んでおり、60台を超える当社グループ保有車両で収集運搬を行っております。また、計量器付き塵芥収集車や脱着装置式コンテナ専用車等9車種以上の多種多様な運搬車両を保有しております、排出事業者の排出される廃棄物の種類や規模に応じて最適な方法で収集運搬を行なっております。

② 廃棄物の中間処理

産業廃棄物の中間処理とは、廃棄物処分業のうち収集運搬してきた産業廃棄物をリサイクルもしくは最終処分しやすいように、産業廃棄物の状態を変化させる処理を行う事業であります。中間処理の最大の目的は、廃棄物の容量を減らすことです。全てを埋め立てるのではなく、リサイクルが可能なものは分別し、リサイクル不可能であるものや処理に高コストを必要とするものは焼却や破碎などの中間処理を行うことで、最終処分場で埋め立てる量を最小限に抑えることができます。

(リサイクル事業)

当社が行っているリサイクル事業は、限りある資源である石油から生成されたプラスチックを有効に利用するために、回収した廃プラスチックを選別し原料化・固形燃料化などを行い、再利用できる資源へと再生させるプラスチックリサイクル事業であります。当社が行うプラスチックリサイクルには、「マテリアルリサイクル」・「サーマルリサイクル」及び「ケミカルリサイクル」という3種類のリサイクル方法があります。

① マテリアルリサイクル

マテリアルリサイクルとは、使用済みプラスチックを粉碎・溶融・形成したペレットと呼ばれるプラスチック原料に見えるものであり、廃棄物を新たな製品の原料として再利用するリサイクル方法であります。

使用済みプラスチックは、種類や状態などにより選別し最適な方法で処理することによって、リサイクル率の向上やコストダウンを実現することができます。また、環境負荷の低いリサイクル方法が優先されるため、マテリアルリサイクルが可能なものから処理されることになります。ペレット化作業は、アースプロテクションセンター第二工場で行われます。

当社で加工したペレットは樹脂加工業者に販売され、主に公園のベンチや遊具、道路脇のフェンスなど、公共施設などに生まれ変わります。

② サーマルリサイクル

サーマルリサイクルとは、廃棄物を焼却したり燃料化したりすることで熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法です。

マテリアルリサイクルに適さない混合不純物が多い廃プラスチック類はこの方法で固形燃料(RPF)とされ、ボイラー燃料として、販売先の製紙会社などで利用されています。RPFは紙や木などの可燃物と一緒に固形燃料化することで熱量を調整することができるため、当社では顧客ニーズに応じたRPFを提供しております。RPF製造は、アースプロテクションセンター第一工場及び第三工場で行われております。

③ ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルとは、廃プラスチックを化学的に処理し、原料や新たな化学物質として再利用するリサイクル方法です。

この手法では、単に素材を物理的に再加工するのではなく、分子レベルで構造を変化させる化学反応を通じて、廃棄物をより高付加価値な製品や原料へと変換します。これにより、従来のリサイクルでは難しかった汚れたプラスチックや混合廃棄物も有効活用できるようになり、資源の循環利用が大きく促進されます。





(デジタル機器リユース事業)

当社グループのデジタルピュアリサイクルで行っているデジタル機器リユース事業では、引き取った機器の中で中古品として再販可能なものを選別し、再び利用できるよう再生させる事業です。

また、お客様よりパソコン・サーバー機器等の廃棄を受託し、徹底したセキュリティ管理とデータ処理作業でお客様の大切な機密情報や個人情報の漏洩を防止しながら、確実にデータ消去及び機器の廃棄を行ったり、お客様の新規システム導入に際してパソコンの保管・設定・設置等、キッティングの受託を行ったりします。

(行政受託事業)

当社グループは、近隣の地方自治体における行政上の施策としての廃棄物処理を受託する行政受託事業を行っており、その内容は以下のとおりであります。

自治体	受託企業	種別	受託内容
藤枝市	環境のミカタ	一般廃棄物処理 一般廃棄物収集運搬	一般家庭の生ごみの収集運搬及び肥料化リサイクル（食品リサイクル）、製品プラスチック処理、使用済みおむつの収集運搬
焼津市	環境のミカタ	一般廃棄物処理	家庭系プラスチックごみのサーマルリサイクル
焼津市	中部環境	一般廃棄物収集運搬	一般家庭ごみの回収（大井川環境協同組合から受託）
吉田町・牧之原市（旧榛原町）	環境のミカタ	一般廃棄物処理 一般廃棄物運搬	一般家庭より回収されたガラスの選別・処理先への運搬（愛知県）
牧之原市（旧相良町）・御前崎市	環境のミカタ	一般廃棄物運搬	牧之原市御前崎市広域施設組合に集積されたガラスの運搬（愛知県 トーエイ）
掛川市・菊川市	環境のミカタ	一般廃棄物処理 一般廃棄物運搬	掛川市・菊川市衛生施設組合に集積された布団・スタイル畳のサーマルリサイクル（RPF） 不燃物の分別作業及び処理先への運搬（富士市）

当社が定期的に回収した生ごみは高柳リサイクルセンターへ運搬され、肥料としてリサイクルされます。この肥料化リサイクル施設は1日に約20トンの生ごみ処理が可能であります。

(2) その他の事業

その他の事業としましては、軽油販売事業、ロール事業、エコ電力事業及び不動産賃貸事業等を行っております。軽油販売事業では、販売所の運営を行っております。ロール事業では、熱硬化性樹脂（フェノール樹脂・エポキシ樹脂）を用途に合わせてその他樹脂と混合し、コンポジット材料（船舶用天然ガスタンク断熱材・ブレーキパッド・グラインダー等研磨剤材料・粉体塗料）として住友ベークライト株式会社より受託製造しております。エコ電力事業では、工場の屋根に太陽光パネルを設置し、太陽光発電による発電を行っております。不動産賃貸事業では藤枝市で1件（賃貸用マンション）、焼津市で1件の賃貸物件（倉庫・土地）を取り扱っております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本発行者情報提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等 2 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の2025年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

2025年3月31日現在

従業員数(名)
184
(26)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 当社グループの主たる事業は「環境コーディネート事業」であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

①当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

②連結会社の状況

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の業績等の概要については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の生産、受注及び販売の状況については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の対処すべき課題については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は、本発行者情報提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により環境のミカタ株式会社の完全親会社となるため、当社の設立後は、本発行者情報提出日現在における環境のミカタ株式会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。環境のミカタ株式会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本発行者情報提出日現在において環境のミカタ株式会社が判断したものであります。

(1) 法的規制について

①許可の新規取得と更新について

廃棄物処理法とは、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としております。他社の廃棄物の処理を業として行う者は、都道府県等による許可の取得が必須事項であります。当社グループの主要業務である産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可是、有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可是、有効期間が2年間であり、事業継続には許可の更新が必要となります。新規取得及び更新時において、産業廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第14条第5項及び第10項、一般廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第7条第5項及び第10項に記載されている基準に当社が適合していると認められない場合、許可の新規取得の申請が却下・更新がされない可能性があります。

万一、当該基準に当社グループが適合しなくなった場合は許可の新規取得の申請が却下・更新がされないため、当社グループの事業活動は事実上停止状態となり、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始並びに処理施設の新設・増設に関しても、許可の変更申請、施設の設置許可の取得等が必要となります。この場合において、申請したにも関わらず許可基準に適合していると認められないときは、事業が開始できない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②当社グループの事業活動の停止及び取消し要件について

廃棄物処理法には収集運搬業・処分業許可についての停止要件並びに取消し要件が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される可能性があります。これらの要件に当社グループが該当する可能性がある場合、当社グループに対し、指導、改善命令、措置命令、事業停止等の行政処分がなされることになり、改善が認められない場合等、許可の取消し処分が下される可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また当社グループが今後、リサイクル事業を拡大する際にも廃棄物処理法における許認可の取得が前提

となり、当社グループが廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。このような事態が発生した場合、リサイクル事業からの撤退を含めた経営判断を迫られ、当社グループの事業展開は大きく影響を受けることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(環境のミカタ(株))

認可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	認可番号	有効期限
2017年11月10日	産業廃棄物処分業許可	静岡県	—	第02225001166号	2024年11月9日 (更新申請中)
2018年2月26日	産業廃棄物処理施設設置許可	静岡県	(初回) 破碎施設	第070110279号	なし
2024年4月19日	産業廃棄物処理施設設置許可	静岡県	破碎施設	第070111328号	なし
2020年2月26日	産業廃棄物処理施設変更許可	静岡県	(変更)	第070112298号	なし
2011年11月25日	産業廃棄物処理施設設置許可	静岡県	(初回)	第070113192号	なし
2025年7月3日	産業廃棄物処理施設設置許可	静岡県	(初回) 破碎施設	第070110339号	なし
2025年7月3日	産業廃棄物処理施設設置許可	静岡県	(初回) 破碎施設	第070110340号	なし
2024年11月10日	産業廃棄物収集運搬業許可	静岡県	—	第02211001166号	2031年11月9日
2019年6月19日	産業廃棄物収集運搬業許可	福島県	—	第00707001166号	2026年6月18日
2024年10月25日	産業廃棄物収集運搬業許可	茨城県	—	第00801001166号	2031年9月4日
2023年8月16日	産業廃棄物収集運搬業許可	栃木県	—	第00900001166号	2028年8月15日
2020年10月8日	産業廃棄物収集運搬業許可	群馬県	—	第01000001166号	2027年10月7日
2017年7月10日	産業廃棄物収集運搬業許可	埼玉県	—	第01101001166号	2031年7月9日
2019年5月2日	産業廃棄物収集運搬業許可	千葉県	—	第01200001166号	2026年5月1日
2019年6月24日	産業廃棄物収集運搬業許可	東京都	—	第1300001166号	2026年6月23日
2019年3月28日	産業廃棄物収集運搬業許可	神奈川県	—	第01405001166号	2026年3月27日
2019年7月2日	産業廃棄物収集運搬業許可	山梨県	—	第01900001166号	2026年7月1日
2020年10月21日	産業廃棄物収集運搬業許可	長野県	—	第2009001166号	2025年10月20日
2016年10月19日	産業廃棄物収集運搬業許可	岐阜県	—	第02100001166号	2030年10月18日
2023年12月7日	産業廃棄物収集運搬業許可	愛知県	—	第02300001166号	2030年9月26日
2015年2月10日	産業廃棄物収集運搬業許可	三重県	—	第02400001166号	2029年2月9日
2024年1月28日	産業廃棄物収集運搬業許可	奈良県	—	第02900001166号	2031年1月27日
2023年3月2日	産業廃棄物収集運搬業許可	和歌山县	—	第03000001166号	2028年3月1日
2015年2月3日	産業廃棄物収集運搬業許可	大津市	—	第11500001166号	2029年2月2日
2015年10月27日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	静岡県	—	第02252001166号	2029年10月26日
2019年4月4日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	神奈川県	—	第01455001166号	2026年3月27日
2023年12月7日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	愛知県	—	第02350001166号	2030年9月29日
2024年1月24日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	広島県	—	第03450001166号	2031年1月23日
2025年1月1日	一般廃棄物処理業許可	焼津市	—	第103-7-3号	2026年12月31日
2020年3月9日	一般廃棄物処理施設設置許可	静岡県	固形燃料化施設	環廃第74号	なし
2025年4月1日	一般廃棄物処理業許可	藤枝市	—	藤枝環指第6号	2027年3月31日
2024年6月17日	一般廃棄物処理業許可	藤枝市	—	藤生環指第1-25-2号	2026年3月31日
2025年4月1日	一般廃棄物処理業許可	焼津市	—	第72-7号	2027年3月31日
2025年4月1日	一般廃棄物処理業許可	島田市	—	島地環第537号	2027年3月31日
2024年4月1日	一般廃棄物処理業許可	吉田町	—	許可第5-14号	2026年3月31日

認可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	認可番号	有効期限
2025年4月1日	一般廃棄物処理業許可	牧之原市	—	許可第6-11号	2027年3月31日
2025年3月11日	一般廃棄物処理業許可	御前崎市	—	御環第468号	2027年3月10日
2025年2月1日	一般廃棄物処理業許可	川根本町	—	川本く環第430号	2027年1月31日
2023年8月10日	一般廃棄物収集運搬許可	静岡市	特定家庭用機器 再商品化対象物	第10222号	2025年8月9日 (更新申請中)
2021年3月15日	一般廃棄物処理施設設置許可	静岡県	肥料化施設	環廃第84号	なし
2021年6月11日	一般建設業許可	静岡県	—	(般-3)第28526号	2021年6月17日～ 2026年6月16日
1997年9月17日	一般貨物自動車運送事業許可	中部運輸局	—	中運自貨二 第737号	なし
2020年11月24日	再生利用事業登録	関東農政局	—	登録番号 22-9-1	2020年11月24日～ 2025年4月6日 (更新申請中)
2003年5月19日	廃棄物再生事業者登録	静岡県	廃プラスチック類 の再生事業	廃再第52号	なし
2013年5月17日	古物商許可	静岡県 公安委員会	—	第491170001163号	なし
2005年12月15日	金属くず商許可	静岡県 公安委員会	—	第137号	なし

※更新許可の申請中に許可の有効期限が過ぎてしまっても、更新許可の結果が出るまでの期間、その許可は効力を有します。

③その他配慮すべき法令について

その他、当社グループが事業を行う上で配慮すべき主要な法的規制及び行政指導は、次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(主要な法的規制)

規制法	目的及び内容	監督官庁
フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を目的として、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針、フロン類及びフロン類使用製品の製造業者等、特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって国民の健康を確保することを目的としています。	環境省
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことの目的としております。	総務省
道路運送法	道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としております。	国土交通省
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。	国土交通省
大気汚染防止法	人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されことが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を	環境省

規制法	目的及び内容	監督官庁
	実施しています。固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。	
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の発生源、環境汚染、人への暴露等に関する科学的な知見の充実を図りつつ、人の健康及び生態系への影響の未然防止の観点に立ってダイオキシン対策を推進していくことを目的としております。	環境省
水質汚濁防止法	施設の破損などの事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、事故時の措置(応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事等に届け出る)をとることを義務付けています。	環境省
悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的とします。	環境省 農林水産省
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	特定建設資材(コンクリート(プレキャスト板等を含む。)、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事(対象建設工事)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。	環境省 国土交通省

(主要な行政指導)

行政指導	行政指導の概要	監督官庁
施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められています。	各自治体
県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められています。	各自治体

(2) 当社グループの事業所用地について

当社グループは静岡県藤枝市に当社本社及び藤枝事業所・駐車場、静岡県焼津市に当社事業本部及びアースプロテクションセンター第一・二・三工場・相川工場、株式会社中部環境の宗高サービスステーション・駐車場、愛知県みよし市にデジタルピュアリサイクル株式会社の本社を有しておりますが、用地の一部を賃借しております。現時点において、用地の貸主と当社グループの関係は良好ではありますが、貸主の事情により賃貸条件の変更や更新拒絶がなされる可能性があります。

また、当該用地が第三者に売却された場合等においては、賃借料の値上げ等の条件変更や期間満了後に契約更新されない可能性があります。契約更新されない場合、解除その他の理由により当社グループの処理施設の事業所用地に関する賃貸借契約が終了した場合には、代替の事業所用地を確保することは困難を伴うことが予想され、当社グループの事業継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

更には、新しい事業所用地の確保には各種許可や自治体との事前協議等が必要であり、万一移転等

の必要性が発生した場合、移転先での操業開始には長期の手続き期間が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 市場動向と競合について

当社グループの主力事業分野には大きな市場占有率を持つ全国的な企業が存在せず、地域別に中小・中堅企業が多数存在し競合しております。当社グループは主に静岡県を基盤として環境コーディネート事業を営んでおりますが、同業者はそれぞれの得意分野・地域を持ち、価格、サービスを競っており、特定廃棄物のリサイクル工場、焼却処分施設、最終処分場を核として当社グループへの分野へ進出してくる業者との競合関係もあります。

今後は、法的規制を背景にした環境対応や廃棄物リサイクルへのニーズの高まりにより、より高度な廃棄物処理と再資源化が求められていることから、大規模な設備投資が出来る資金力、ノウハウ、あるいは廃棄物の排出者からリサイクル品の利用先まで含めた総合的な廃棄物の循環処理サービスの体制を構築することが重要になってくるものと予測しております。当社グループはこの社会的ニーズを取り込んだ事業展開を目指しておりますが、他産業からの新規参入や業界再編成といった事業環境の変化が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 資源の市場環境について

当社グループは、リサイクル事業において鉄、非鉄金属、プラスチック樹脂、紙資源等を販売しております。これらの資源の価格は、国内及び世界的な需給の状況や投機等の動向に影響を受けることから、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 入札について

当社グループは、行政受託事業において、行政各区が定期的に行う入札案件を継続的に落札しております。しかしながら、競合他社との競争により大型の入札案件を落札できなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 処理業者と処理費用について

当社グループでは、各事業において処分する際に発生した廃棄物の処理を外部処理業者に委託していますが、その数には限りがあります。これらの業者の経営状態が不安定となったり、処理費用が高騰したりした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 人材の確保育成について

当社グループにおいては、有能な人材の確保・育成が不可欠となります。優秀な人材の確保・育成ができない場合又は優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 自然災害・感染症・火災・事故等への対応について

当社グループは、主要な営業基盤及び中間処理工場が静岡県中部に集中しており、大規模な台風、地震等の自然災害や感染症の流行に見舞われて被害を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、業務の遂行に際して安全管理に留意しておりますが、業務執行の過程において、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 情報管理について

当社グループは、事業者より収集運搬されてきた機密情報を含むカード、メディア(機密媒体)及び機密書類をリサイクルできるように選別し、専用のシュレッダーで処理し、資源物として出荷しております。機密媒体や機密書類は当社アースプロテクションセンターにおいて一括して処理が行われており、工場内には監視カメラを設置するなど、厳しい情報管理体制をとっています。また、ISO 27001の認証取得をしており、「しゃべらない・持ち出さない」のルールを徹底し、機密情報管理規程の運用や従業員への定期的な研修活動などを通じて、適切な情報管理体制の構築に努めております。しかしながら、係る情報管理体制が当社の想定どおりに運用されず、機密媒体や機密書類に係る機密情報が漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償責任が生じることにより当社グループの信用力が毀損し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 固定資産の減損について

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当社グループが有する固定資産について、今後収益性が悪化した場合や市場価格等が著しく低下した場合は、減損損失を認識すべき資産について減損処理をすることがあります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 有利子負債への依存について

環境コーディネート事業には、収集運搬車両、中間処理工場等への多額の投資が必要であり、当社グループは、これらに投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存しております。当連結会計年度末における当社グループの連結総資産に占める有利子負債の割合は68.1%、支払利息は31,484千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息等の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である渡辺和良は、当社株式を個人で21,600株（15.29%）、自身が代表取締役を務める資産管理会社で62,100株（43.95%）保有する主要株主であるとともに、当社代表取締役就任から現在に至るまで事業を推進しており、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいりますが、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となつた場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 小規模組織であることについて

当社グループは、規模が小さく、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大を目指していく上で、事業推進に適応した優秀な人材の拡充ならびに組織体制の強化が必要であることも認識しております。当社グループはこのような認識のもと、積極的に優秀な人材を採用していく方針ですが、当社グループの求める人材が適時に確保できない場合や組織的対応および管理体制の強化が順調に進まない場合は、事業遂行および拡大に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認められる場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認

めた日)

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者の事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と/or ことができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売却請求による取得
- 特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の経営上の重要な契約等については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」を参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の研究開発活動については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の設備投資等の概要については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）を参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の主要な設備の状況については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の設備の新設、除却等の計画については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

第4 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2025年10月1日時点の株式等の状況は以下のとおりになる予定です。

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	565,200	423,900	141,300	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	565,200	423,900	141,300	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年10月1日	141,300	141,300	142,350	142,350	—	—

(注) 上記は、本株式移転（移転比率1：1）により交付するものであり、2025年3月31日時点における環境のミカタ株式会社の発行済株式総数141,300株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、環境のミカタ株式会社の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

(6) 【所有者別状況】

当会社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の2025年3月31日現在の所有者の状況は以下のとおりです。

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	1	3	7	
所有株式数(単元)	—	—	—	1,143	—	6	264	1,413	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	80.89	—	0.42	18.68	100.00	

(7) 【大株主の状況】

当会社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において株主はありませんが、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の2025年3月31日現在の株主データに基づき、2025年10月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2025年10月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
㈱チューサイマネジメント	静岡県藤枝市前島一丁目9番34号	62,100	43.95
J&T環境㈱	神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1	30,000	21.23
東京中小企業投資育成㈱	東京都渋谷区渋谷三丁目29番22号	22,200	15.71
渡辺 和良	静岡県焼津市	21,600	15.29
青木 克之	静岡県藤枝市	2,400	1.70
新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合	東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階	2,400	1.70
CHAN KUOK SAM	HONG KONG, CHINA	600	0.42
計	—	141,300	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当会社は新設会社ですので、本発行者情報提出日現在において株主はありませんが、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の2025年3月31日現在の発行済株式について議決権の状況は以下のとおりです。

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 141,300	1,413	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	141,300	—	—
総株主の議決権	—	1,413	—

② 【自己株式等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社は新会社であるため、株式の推移はありませんが、完全子会社となる環境のミカタ株式会社の株価推移は以下のとおりです。

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期
決算年月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
最高(円)	5,690	—	—
最低(円)	5,690	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	5,510	—	—	—	—	—
最低(円)	5,510	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社役員の状況は、以下のとおりです。

男性9名、女性1名（役員のうち女性の比率10.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する環境のミカタ(株)の株式数(株) (2) 割当てられる当社の株式数(株)
代表取締役	—	渡辺 和良	1965年12月16日	1987年4月 中部再生興業(有)（現：環境のミカタ(株)）入社 1991年12月 同社代表取締役就任（現任） 2006年7月 (株)チューサイマネジメント設立 2009年11月 同社代表取締役就任（現任） (有)中部環境（現：(株)中部環境）取締役就任 2014年3月 同社代表取締役就任 (株)Wizeley International Japan (2024年4月に環境のミカタ(株)に吸収合併) 代表取締役就任 2018年8月 同社取締役就任 2021年3月 シーピーセンター(株)（現：デジタルピュアリサイクル(株)）代表取締役就任（現任） 2023年9月	(注) 3	(1) 21,600 (2) 21,600
取締役	—	田中 健吾	1983年1月20日	2003年3月 (株)チューサイ（現：環境のミカタ(株)）入社 2022年6月 環境のミカタ(株)総務部長 2023年12月 同社取締役総務部長就任 2024年4月 同社(株)取締役経営企画部長就任 2024年11月 同社取締役社長室長就任（現任）	(注) 3	(1) — (2) —
取締役	—	王 傑	1981年1月19日	2009年3月 環境のミカタ(株)入社 (株) Wizeley International Japan (2024年4月に環境のミカタ(株)に吸収合併) 入社 2019年1月 環境のミカタ(株)監査役就任（現任） 2020年3月	(注) 3	(1) — (2) —
取締役	—	増田 敏和	1968年1月3日	1990年4月 焼津信用金庫（現：しずおか焼津信用金庫）入庫 2014年4月 同庫さかなセンター支店長 2016年4月 同庫前島支店長 2018年4月 同庫大井川支店長 2020年7月 同庫藤枝駅支店長 2022年7月 同庫まるせい営業部長 2024年4月 同庫お客様サービス部審議役 2025年4月 環境のミカタ(株)入社	(注) 3	(1) — (2) —
取締役	—	白井 孝一	1944年1月9日	1973年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1974年4月 弁護士登録（静岡県弁護士会）、静岡合同法律事務所所属 2002年4月 オーシャニック法律事務所開設、代表（現任） 2021年4月 環境のミカタ(株)社外取締役就任（現任）	(注) 3	(1) — (2) —

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する環境のミカタ㈱の株式数(株) (2) 割当てられる当社の株式数(株)
取締役	—	鈴木 義之	1970年4月9日	1994年4月 2001年6月 2015年6月 2017年1月 2018年12月 2021年4月 月島機械㈱入社 トーマツイノベーション㈱入社 トーマツイノベーション㈱パートナー就任 ワイズコンサルティング開業 ワイズコンサルティング㈱設立、代表取締役就任（現任） 環境のミカタ㈱社外取締役就任（現任）	(注) 3	(1) — (2) —
取締役	—	牧田 和夫	1949年3月24日	1968年4月 2011年2月 2019年7月 2021年7月 2022年12月 焼津信用金庫（現：しづおか焼津信用金庫）入庫 同庫理事長就任 しづおか焼津信用金庫会長就任 環境のミカタ㈱顧問就任 同社社外取締役就任（現任）	(注) 3	(1) — (2) —
取締役	—	三村 峰寛	1975年2月25日	2002年8月 2014年4月 2019年4月 2023年4月 2023年10月 2023年12月 エヌケー環境㈱（2003年4月JFE環境に社名変更）入社 同社営業企画推進室長 J&T環境㈱（JFE環境㈱と東京臨海リサイクルパワー㈱が合併）事業開発部長 同社営業本部営業企画部長 ㈱J サーキュラーシステム社外取締役就任 環境のミカタ㈱社外取締役就任（現任）	(注) 3	(1) — (2) —
監査役	—	塙尾 忠史	1962年6月15日	1986年9月 1989年12月 1997年3月 2004年2月 2008年10月 2015年1月 2024年1月 2024年12月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー（現：アクセンチュア㈱）入社 バンカース・トラスト銀行東京支店入社 クレディ・スイス・グループAG入社 リーマン・ブラザーズ証券㈱入社 ドイツ証券㈱入社 ㈱レッドクイーン入社、取締役就任 環境のミカタ㈱入社管理本部長 同社取締役管理本部長就任（現任）	(注) 4	(1) — (2) —
監査役	—	玉虫 賢一	1976年2月29日	2003年10月 2019年4月 2022年6月 2022年7月 2023年1月 2023年5月 2024年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 みずほ証券㈱公開引受部出向 ㈱Fioritura代表取締役社長（現任） ㈱JEMS社外取締役（現任） 監査法人Bloom代表パートナー（現任） ㈱ジエクトワン非常勤取締役（現任） 環境のミカタ㈱社外監査役就任（現任）	(注) 4	(1) — (2) —
計						(1) 21,600 (2) 21,600

(注) 1. 取締役白井孝一氏、鈴木義之氏、牧田和夫氏及び三村峰寛氏は、社外取締役であります。

2. 監査役玉虫賢一氏は社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2025年10月1日から2027年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年10月1日から2029年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 役名および職名は、本発行者情報提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。
6. (1)所有する環境のミカタ株式会社の株式数及び、(2)割当てられる当社の株式数は、2025年3月31日時点での株式数を記載しています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、いわゆるテクニカル上場により 2025年10月1日よりTOKYO PRO Marketに上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社と同水準のコーポレート・ガバナンスを構築する予定です。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社のコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

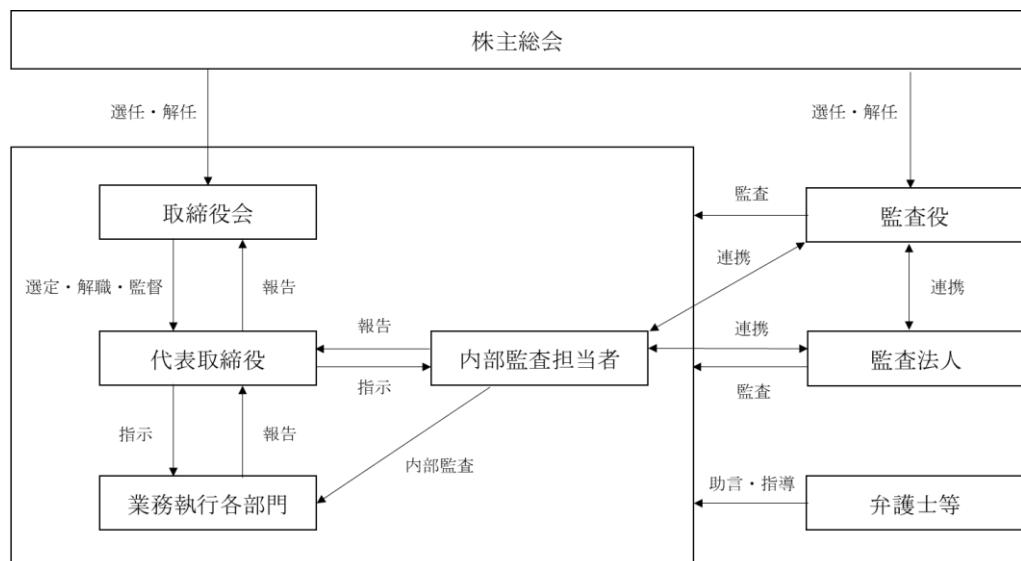
また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

3) 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、下記のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の概略図



4) 内部統制システムの整備状況

当社の取締役会は、原則1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する方針とすることを予定しております。なお、本株式移転の効力の発生日までに当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社と同水準の内部統制システムを構築させる予定です。

5) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役の直轄機関として設置されている内部監査担当者（2名）が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

6) 会計監査の状況

当社は、そうせい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受ける予定であります。なお、2025年9月期において環境のミカタ株式会社の監査業務を執行した公認会計士は木村勝治氏及び佐藤信一氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では、社外取締役を4名、社外監査役を1名選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。社外監査役は金融・会計等の高い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督を担っております。

社外取締役の白井孝一氏は弁護士であり、法務の専門家としての豊富な経験・知識を有しております。社外取締役の鈴木義之氏は事業会社の経営者であり、組織マネジメントや経営実務について豊富な経験・知識を有しております。社外取締役の牧田和夫氏は長年地元金融機関の理事長職・会長職を歴任しており、会計・財務や経営実務について豊富な経験・知識を有しております。また、社外取締役の三村峰寛氏は産業廃棄物処理業界における長年の経験・知識を有しております。

社外監査役の玉虫賢一氏は公認会計士であり、財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験を有しております。

なお、各社外役員と当社との間には、人的関係・資本的関係・取引関係その他の利害関係は一切ありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 役員報酬等

当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結までの取締役の報酬限度額は、年額12,000万円以内とし、監査役の報酬限度額は、年額2,000万円以内とする予定です。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額、監査役の賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査は、そうせい監査法人に委嘱する予定です。

② 【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる環境のミカタ株式会社の経理の状況については、同社の発行者情報（2024年12月26日提出）及び中間発行者情報（2025年6月30日提出）を参照ください。

第6 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第7 【発行者の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://kankyouonomikata.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第三部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。